

地方就職学生支援金の対象者について

下記、「1. 移住等に関する要件」と「2. 就業に関する要件」の、両方の要件を満たす方が対象です。

※詳細は、要綱をご確認ください。

※東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県をいい、条件不利地域を除く。）

1. 移住等に関する要件

下記（1）、（2）、（3）にすべてに該当すること。

（1）移住元に関する要件（※次に掲げる事項の全てに該当すること。）

①大学等の卒業又は修了年度において、 <u>東京都内に本部</u> がある大学等の <u>東京圏内のキャンパスに在学</u> し、当該大学等を卒業若しくは修了している又はする見込みである。	<input type="checkbox"/>
②大学等の卒業又は修了年度において、 <u>東京圏内に継続して在住</u> している。	<input type="checkbox"/>

（2）移住先に関する要件（※次に掲げる事項の全てに該当すること。）

①藤枝市に移住した。 ※在学中に交通費を申請する場合は、勤務地が静岡県内に所在する企業等に就職することが内定している。	<input type="checkbox"/>
②申請時において、卒業又は修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内である。 ※在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内である。	<input type="checkbox"/>
③藤枝市に、申請日から1年以上、継続して居住する意思を有している。 ※在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に上記内定企業等に就職し、支援金の申請日から1年以上、藤枝市に継続して居住する意思を有している。	<input type="checkbox"/>

（3）その他の要件（※次に掲げる事項の全てに該当すること。）

①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。	<input type="checkbox"/>
②日本人である。【※日本国籍である】 外国人の場合は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有する。	<input type="checkbox"/>

2. 就業に関する要件

下記（１）、（２）、のすべてに該当すること。

（１）就業先に関する要件（※次に掲げる事項の全てに該当すること。）

①大学等を卒業又は修了した場合は、静岡県内に所在する企業等に当要綱第3条第1号ア（ア）の要件を満たす大学等を卒業又は修了してから1年以内に就職している。	<input type="checkbox"/>
②原則、勤務地又は勤務予定地が静岡県内に所在する。	<input type="checkbox"/>
③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業者、接待業務受託営業者でない。	<input type="checkbox"/>
④暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でない。	<input type="checkbox"/>
⑤官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと	<input type="checkbox"/>
⑥就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でない。	<input type="checkbox"/>

（２）就業条件に関する要件（※次に掲げる事項の全てに該当すること。）

①週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業である。 ※在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。	<input type="checkbox"/>
②移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用である。 ※在学中に交通費を申請する場合は、この要件に該当する社員として採用される予定であること。	<input type="checkbox"/>
③東京圏（条件不利地域を除く）への勤務を前提としない採用である。 ※在学中に交通費を申請する場合は、この要件に該当する社員として採用される予定であること。	<input type="checkbox"/>